

特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）

5. O A 機器

5－1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機	【判断の基準】 <共通事項>
複合機	①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。
拡張性のあるデジタルコピー機	②次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ. 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。
	<個別事項>
	①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機 ア. コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）にあつては、表 1－1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（大判機を除く。）にあつては、表 2－1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。
	②複合機（インクジェット方式を除く） ア. 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）にあつては、表 1－2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表 2－2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判複合機にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。
	③インクジェット方式の複合機 ア. インクジェット方式の複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表 4－1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. インクジェット方式の大判複合機にあつては、表 4－2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。
	【配慮事項】
	①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。
	②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設

	計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 <u>④プラスチック製の筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</u> ④⑤プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再利用又は再生利用システムがあること。
--	---

備考) 1 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。

1) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

2) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

4 「大判コピー機」「大判複合機」及び「拡張性のある大判デジタルコピー機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

5 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。

6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。

8 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

9 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表1-1、表1-2、表2-1、表2-2、表3、表4-1及び表4-2の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、引き続き表6-1から表6-6の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 1-1 コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 15	≤ 1.0	要件の適用なし
15 < ipm ≤ 24	≤ 0.10 × ipm- 0.5	
24 < ipm ≤ 40		≤ 0.35 × ipm-10.3
40 < ipm ≤ 44		
44 < ipm ≤ 82		
82 < ipm	≤ 0.70 × ipm-39.0	購入時において標準装備

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-2 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 10	≤ 1.5	要件の適用なし
10 < ipm ≤ 24	≤ 0.10 × ipm + 0.5	
24 < ipm ≤ 26		≤ 0.35 × ipm - 6.0
26 < ipm ≤ 44		
44 < ipm ≤ 68		
68 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 30.0	購入時において標準装備

表 2-1 カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 2.8	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 5.2	
39 < ipm ≤ 58		購入時において標準装備
58 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 26.0	

表 2-2 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 3.5	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 3.0	
39 < ipm ≤ 62		購入時において標準装備
62 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 25.0	

表 3 大判コピー機、拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	≤ 30W	≤ 1W
30 < ipm	60 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表 5 の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表 2-3 の 3. (2)」による。以下表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

表 4-1 インクジェット方式の複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 10	15 分	≤ 1.4W	≤ 1W
10 < ipm ≤ 20	30 分		
20 < ipm	60 分		

表 4-2 インクジェット方式の大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	≤ 15W	≤ 1W
30 < ipm	60 分		

表5 追加機能及びその許容値

種 類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプを使用するスキャナ	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム	—	-0.5
コードレス電話用通信システム	—	0.8
内部メモリ容量	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (許容値は表 4-1 の製品にのみ適用される)	—	PSOR>10W の場合 $0.02 \times (PSOR - 10W)$

備考) 「第 1 許容値」とは、コピー機等のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第 2 許容値」とは、コピー機等のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

表 6-1 リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM: 1 分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー機能
$0 < \text{CPM} \leq 20$	—	—	—	$\leq 5W$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{CPM} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5W$	≤ 15 分	≤ 30 秒	$\leq 15W$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5W$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20W$	≤ 90 分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1 分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表 6-2 において同じ。
両面コピーについてはコピー枚数を 2 枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4 サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの 1 分当たりのコピー枚数を次のように A4 サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- ①A2 サイズの用紙は、コピー枚数を 4 倍すること。
- ②A1 サイズの用紙は、コピー枚数を 8 倍すること。
- ③A0 サイズの用紙は、コピー枚数を 16 倍すること。

- 2 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表 6－3 及び表 6－5 において同じ。
- 3 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表 6－3 及び表 6－5 において同じ。
- 4 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表 6－3 及び表 6－5 において同じ。
- 5 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表 6－2 から表 6－6 において同じ。
- 6 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表 6－2、表 6－5 及び表 6－6 において同じ。
- 7 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成 18 年 1 月 1 日施行）別表第 2 による。以下表 6－2 から表 6－6 において同じ。
- 8 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表 6－2、表 6－5 及び表 6－6 において同じ。

表 6－2 リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM：1 分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
$0 < \text{CPM} \leq 40$	—	—	—	$\leq 10\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分

表 6－3 リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む。）に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm：1 分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
$0 < \text{ipm} \leq 10$	—	—	$\leq 25\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{ipm} \leq 20$	—	—	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 80\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{ipm} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 95\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{ipm}$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105\text{W}$	≤ 120 分	必須

- 備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表 6－4 について同じ。
- 2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表 6－4 において同じ。
 - 3 低電力モードへの移行時間は出荷時に 15 分以下にセットする。以下表 6－4 から表 6－6 において同じ。

表 6-4 リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1 分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
$0 < \text{ipm} \leq 40$	—	—	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{ipm}$	$\leq 4.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105\text{W}$	≤ 90 分

表 6-5 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1 分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < \text{ipm} \leq 10$	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{ipm} \leq 20$	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 15\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{ipm} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{ipm}$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 120 分	必須

表 6-6 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm : 1 分当たりの画像出力枚 数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
$0 < \text{ipm} \leq 40$	—	—	$\leq 65\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{ipm}$	$\leq 4.85 \times \text{ipm} + 45\text{W}$	—	$\leq 100\text{W}$	≤ 90 分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5－2 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. サーバ型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ. クライアント型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ② 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ③ 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 【配慮事項】 ① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② 一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 <u>④ プラスチック製の筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</u> ④⑤ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑤⑥ 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥⑦ 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑦⑧ 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。
-------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

- ① 複合理論性能が 1 秒につき 20 万メガ演算以上のもの
- ② 256 を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
- ③ 入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が 1 秒につき 100 メガビット以上のものに限る。）が 512 本以上のもの
- ④ 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
- ⑤ 複合理論性能が 1 秒につき 100 メガ演算未満のもの

- ⑥専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの
- 2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。
- 3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。
- 4 判断の基準②については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。
- 5 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。
- 6 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
- ア. 内蔵モデム、無線 LAN、FDD、CD/DVD、MO 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。
- イ. 周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。
- 7 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。
- 8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 9 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 10 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。
- ア. 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。
- イ. 使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。
- ウ. リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。
- 11 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
- ウ. マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表 1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

CPU の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	I/O スロット数	CPU ソケット数	
専用 CISC	32 未満		1,950
	32 以上		2,620
RISC	8 未満		13
	8 以上 40 未満		31
	40 以上		140
IA64	10 未満		6.2
	10 以上		22
IA32	0		1.3
	1 以上 7 未満	2 未満	1.2
		2 以上 4 未満	1.9
		4 以上	6.7
	7 以上		7.4

- 備考) 1 「専用 CISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。
- 2 「RISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU 以外の CPU をいう。
- 3 「IA64」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、専用 CISC 以外のものであって、64 ビットアーキテクチャのものをいう。
- 4 「IA32」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、専用 CISC 以外のものであって、32 ビットアーキテクチャのものをいう。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 74 号（平成 22 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

クライアント型電子計算機の電源 及びメモリチャネル数の種別	区 分			基準エネルギー 消費効率
	主記憶容量	独立型 GPU	画面サイズ	
電池駆動型のものであってメモリ チャネル数が2以上のもの	16 ギガバイト以上			2.25
	4 ギガバイト超 16 ギガバイト未満			0.34
	4 ギガバイト以下		17 型以上	0.31
		搭載	17 型未満	0.21
		非搭載	12 型以上 17 型未満	0.15
			12 型未満	0.21
電池駆動型以外のものであって メモリチャネル数が2以上のも ののうち電源装置にACアダプ ターを用いるもの				0.29
電池駆動型以外のものであって メモリチャネル数が2以上のも ののうち電源装置にACアダプ ターを用いないもの	16 ギガバイト以上			2.25
	4 ギガバイト超	搭載		0.51
	16 ギガバイト未満	非搭載		0.64
	4 ギガバイト以下			0.53
メモリチャネル数が2未満のもの				0.51

備考) 1 「メモリチャネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャネルの数をいう。

2 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

3 「独立型 GPU」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを有するものをいう。

4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第 2 位以下を四捨五入した数値をいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 74 号（平成 22 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-3 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 ① プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。 ア. モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表1-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表1-2に示された区分ごとの基準。 イ. カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表2-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表2-2に示された区分ごとの基準。 ウ. インクジェット方式のプリンタにあつては、表3に示された区分ごとの基準。 エ. インパクト方式のプリンタにあつては、表4に示された区分ごとの基準。 ② 大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあつては、表5-1に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあつては、表5-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ <u>プラスチック製の筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</u> ④④ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④⑤ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤⑥ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------------------------------	---

備考) 1 「大判プリンタ」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあつては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

表 1-1 モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 15	≤ 1.0	要件の適用なし
15 < ipm ≤ 24	≤ 0.10 × ipm- 0.5	
24 < ipm ≤ 40		≤ 0.35 × ipm-10.3
40 < ipm ≤ 44		
44 < ipm ≤ 82		
82 < ipm	≤ 0.70 × ipm-39.0	購入時において標準装備

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、表 4、表 5-1 及び表 5-2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-2 モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 10	≤ 1.5	要件の適用なし
10 < ipm ≤ 24	≤ 0.10 × ipm + 0.5	
24 < ipm ≤ 26		≤ 0.35 × ipm - 6.0
26 < ipm ≤ 44		
44 < ipm ≤ 68		
68 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 30.0	購入時において標準装備

表 2-1 カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm+ 2.8	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm- 5.2	
39 < ipm ≤ 58		購入時において標準装備
58 < ipm	≤ 0.70 × ipm-26.0	

表 2-2 カラープリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 3.5	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 3.0	
39 < ipm ≤ 62		購入時において標準装備
62 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 25.0	

表3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 10	5 分	≤ 1.4W	≤ 1W
10 < ipm ≤ 20	15 分		
20 < ipm ≤ 30	30 分		
30 < ipm	60 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表6の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2-3の3.(2)」による。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

表4 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 10	5 分	≤ 4.6W	≤ 1W
10 < ipm ≤ 20	15 分		
20 < ipm ≤ 30	30 分		
30 < ipm	60 分		

表5-1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	≤ 15W	≤ 1W
30 < ipm	60 分		

表5-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	≤ 14W	≤ 1W
30 < ipm	60 分		

表6 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプを使用するスキャナ	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム	—	-0.5
コードレス電話用通信システム	—	0.8
内部メモリ容量	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (許容値は表3及び表4の製品にのみ適用される)	—	PSOR>10W の場合 $0.02 \times (PSOR - 10W)$

備考) 「第1許容値」とは、プリンタのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、プリンタのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

7. 家電製品

7-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/165を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①熱電素子を使用するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③吸収式のもの
- ④電気冷凍庫のうち横置き型のもの

2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。なお、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

5 判断の基準①については、次のとおりとする。

ア. 定格内容積 350 リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

イ. 定格内容積 350 リットル超 400 リットル以下のものは、平成 24 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/133 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

イ. 定格内容積 350 リットルを超えるものは、平成 23 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/133 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

種 別	区 分			基準エネルギー消費効率算定式
	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_1+220$
		300 リットル超	1 枚	$E=0.302 \times V_1+343$
			2 枚以上	$E=0.296 \times V_1+374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_2+220$
		300 リットル超		$E=0.302 \times V_2+343$

備考) 1 E 及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

V_2 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 286 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 287 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ①ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/118を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/128を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 ④地上デジタルテレビ放送に対応していること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ①産業用のもの
 - ②水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
 - ③ツーリスト向け仕様のもの
 - ④リアプロジェクション方式のもの
 - ⑤受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの
 - ⑥ワイヤレス方式のもの
 - ⑦電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの
- 2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- 3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

~~5 判断の基準②については、平成23年度の1年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。~~

表1 ブラウン管テレビに係る基準エネルギー消費効率算定式

走査方式	アスペクト比	区 分			基準エネルギー消費効率算定式
		偏向角度	形 状	機 能	
通常走査方式のもの	4:3	100度以下のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S + 32$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=2.5 \times S + 60$
		100度超のもの	フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S + 42$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=2.5 \times S + 70$
			フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S - 4$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S + 24$
	16:9		フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S + 21$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S + 49$
			フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S - 11$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S + 17$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S + 6$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S + 13$
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S + 59$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S - 1$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S + 27$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S + 16$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S + 23$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S + 69$
倍速走査方式のもの				アナログハイビジョンテレビ	$E=5.5 \times S + 72$
				アナログハイビジョンテレビ以外のもの	$E=5.5 \times S + 41$

備考) 1 「VTR」とは、ビデオレコーダーをいい、「DVD」とは、デジタルバーサタイルディスクをいう。以下、同じ。

2 「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの（ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。）を使用したものをいう。

4 「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

5 「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE-NTSCコンバータをいう。

6 E及びSは次の数値を表すものとする。表2において同じ。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

S：受信機型サイズ

7 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第24号（平成22年2月18日）の「2エネルギー消費効率の測定方法2-1」による。

表2 液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分				基準エネルギー消費効率又は算定式
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	
FHD	19V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を1つ有するもの	E=71
			付加機能を2つ有するもの	E=83
			付加機能を3つ有するもの	E=95
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=74
			付加機能を1つ有するもの	E=86
			付加機能を2つ有するもの	E=98
			付加機能を3つ有するもの	E=110
	19V型以上 32V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+33
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+57
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+36
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+48
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+60
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+72
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+58
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+70
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+82
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+94
	32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-114
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-102
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-90
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-111
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-99
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-87
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-75
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-89
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-77
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-65
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-53
その他のもの	19V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=44
			付加機能を1つ有するもの	E=56
			付加機能を2つ有するもの	E=68
			付加機能を3つ有するもの	E=80
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を1つ有するもの	E=71
			付加機能を2つ有するもの	E=83
			付加機能を3つ有するもの	E=95
	19V型以上 32V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+6
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+18
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+30
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+42
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+33
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+57

		液晶4倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S + 43$
			付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S + 55$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S + 67$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S + 79$
	32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S - 141$
			付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S - 129$
			付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S - 117$
			付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S - 105$
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S - 126$
			付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S - 114$
			付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S - 102$
			付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S - 90$
		液晶4倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S - 104$
			付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S - 92$
			付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S - 80$
			付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S - 68$

備考) 1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が1,080以上、かつ、水平方向の画素数が1,920以上のものをいう。

2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速：液晶パネルを用い、1秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

液晶4倍速：液晶パネルを用い、1秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）、磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

5 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第24号（平成22年2月18日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7-3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ②温水洗浄装置のみのもの
- ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
- ④専ら鉄道車両において用いるためのもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

~~3 温水洗浄便座のうち瞬間式のものについては、平成 23 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/129を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。~~

4.3 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座（洗浄機能無し）		141
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	183
	瞬間式（貯湯タンク無し）	135

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。

- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 288 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8. エアコンディショナー等

8-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	【判断の基準】 ①家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ②上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ④冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ⑤特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kW(マルチタイプのものは50.4kW)を超えるもの
- ②ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの
- ③水冷式のもの
- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの
- ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑧スポットエアコンディショナー
- ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑩高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
- ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

- ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
- ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
- ⑭熱回収式マルチエアコン
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
- 3 判断の基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- ~~6 判断の基準①及び②については、平成23年度の1年間は経過措置とし、この期間においては、表1及び表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に107/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。~~

表1 家庭用品品質表示法施行令別表第3号（七）のエアコンディショナーであって直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものに係る基準エネルギー消費効率

冷房能力	区 分	基準エネルギー消費効率
	室内機の寸法タイプ	
3.2kW 以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW 超 4.0kW 以下	寸法規定タイプ	4.9
	寸法フリータイプ	6.0

- 備考) 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法 800 ミリメートル以下かつ高さ 295 ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。
- 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 213 号(平成 21 年 6 月 22 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。表 2 において同じ。

表2 家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷 房 能 力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW 超 5.0kW 以下	5.5
	5.0kW 超 6.3kW 以下	5.0
	6.3kW 超 28.0kW 以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW 以下	5.2
	3.2kW 超 4.0kW 以下	4.8
	4.0kW 超 28.0kW 以下	4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	5.4
	4.0kW 超 7.1kW 以下	5.4
	7.1kW 超 28.0kW 以下	5.4

表3 業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの 及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW 未満	E=6.0
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形 以外	3.6kW 未満	E=5.1
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW 未満	E=5.7
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	E=4.9
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.9
	ダクト形	20.0kW 未満	E=4.7
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.7

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：年間エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 213 号（平成 21 年 6 月 22 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10. 照明

10-1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 使用用途が施設用又は卓上スタンド用にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 使用用途が家庭用にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 112/100 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。
LED 照明器具	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率は、LED 照明器具の固有エネルギー消費効率で 40lm/W 以上であるが表 2 に示された基準を満たすこと。 <u>②演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。</u> <u>②③LED モジュール寿命は 30,00040,000 時間以上であること。</u> <u>③④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</u> 【配慮事項】 <u>①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</u> <u>①②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</u> <u>②③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</u> <u>③④製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。</u>
LED を光源とした内照式表示灯	【判断の基準】 ①定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

	【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
--	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ①防爆型のもの
 - ②耐熱型のもの
 - ③防じん構造のもの
 - ④耐食型のもの
 - ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - ⑥40 形未満の蛍光ランプを使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくははじかけ形のもの
 - ⑦鉱工業用機械用に設計されたもの
 - ⑧家具用に設計されたもの
 - ⑨さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの
 - ⑩蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
- 2 G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、蛍光灯照明器具に係る判断の基準②を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。
- 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 5 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じかけ形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプと構造的に互換性を有する LED ランプを装着するための照明器具については、当面の間、対象外とする。
- 6 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
- 7 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。
- 8 LED 照明器具の配光測定方法については、JIS C 8105-3:2006「照明器具第 3 部：性能要

求事項通則」の附属書に準ずるものとする。

- 9 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。
- 10 本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50% まで減衰するまでの時間とする。
- 11 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 12 調達を行う各機関は、LED 照明器具の調達に当たって、現段階において JIS 規格が検討中であることを踏まえ、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。
- 13 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 1 蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
使用用途	蛍光灯の形状	蛍光灯の大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもの のうち 2 本管形のもの	蛍光灯の大きさの区分が 86 以上の蛍光灯を使用するもの	100.8
		蛍光灯の大きさの区分が 86 未満の蛍光灯を使用するもの	100.5
	コンパクト形のもの のうち 2 本管形以外のもの		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が 70 以上のもの（蛍光灯の大きさの区分が 20 の直管形蛍光灯を使用するものを除く）	91.6
		使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が 70 未満のもの又は蛍光灯の大きさ区分の総和が 70 以上のものであって蛍光灯の大きさが 20 の直管形蛍光灯を使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

- 備考) 1 「蛍光灯の大きさの区分」とは、直管形蛍光灯のうち、高周波点灯専用形蛍光灯にあっては JIS C 7617-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあっては JIS C 7617-2 の 2.3.1 に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光灯又は環形高周波点灯専用形蛍光灯にあっては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光灯以外の環形蛍光灯にあっては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光灯にあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯のうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。
- 2 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 54 号（平成 22 年 3 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	70lm/W以上
昼白色	
白色	60lm/W以上
温白色	
電球色	

備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112 に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。

2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器具」に含まれないものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光ランプ (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 85lm/W 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ．管径は 32.5（±1.5）mm 以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電球形状のランプ	【判断の基準】 ○使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①LED ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 50lm/W 以上であるが表 1 に示された区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で 45lm/W 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。 イウ．定格寿命は 20,000/30,000 時間以上であること。 ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ．水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 ウ．定格寿命は 6,000 時間以上であること。 ③上記①、②以外の電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率がランプ効率で 50lm/W 以上であること。 イ．定格寿命は 6,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形状のランプ」は、白熱電球用のソケットにそのまま使用可能であって、フィラメント式ランプの代替となるものとなランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。

2 本項の「LED ランプ」とは、一般照明として使用する白色 LED 使用の電球形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形状のランプとする。

3 本項の LED ランプの判断の基準①アについては、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプ

~~プには適用しないものとする。~~

~~4.3~~ 本項の LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。

~~5~~ 電球形状のランプについては、~~人感センサ、調光機能の付いた回路、非常用照明（直流電源回路）等においては、上記判断の基準は適用しないものとする。~~

~~6.4~~ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

イ. 電球形蛍光ランプを LED ランプに交換する場合は、当該ランプの使用条件、光源色やランプ効率、製品寿命等について、本項の判断の基準を比較検討の上、適切なランプを選択すること。

表 1 LEDランプに係るランプ効率の基準

全光束	光源色	ランプ効率
400lm以上	昼光色	75lm/W以上
	昼白色	
	白色	60lm/W以上
	温白色	
	電球色	
400lm未満	昼光色	65lm/W以上
	昼白色	
	白色	55lm/W以上
	温白色	
	電球色	

備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112 に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。

2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED ランプ」に含まれないものとする。

3 調光・調色対応ランプについては、表 1 の全光束別・光源色別の区分のランプ効率の基準から 5lm/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表 2 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

蛍光ランプの 大きさの区分	区 分		基準エネルギー 消費効率
	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	
10	電球色		60.6
	昼白色		58.1
	昼光色		55.0
15	電球色		67.5
	昼白色		65.0
	昼光色		60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
		蛍光ランプが露出していないもの	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2
		蛍光ランプが露出していないもの	62.3

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光灯」には含まれないものとする。

- ① 蛍光灯に反射鏡を有する構造のもの
- ② 光束を調節する機能を有するもの
- ③ 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するもの
- ④ 鶏舎用に設計されたもの
- ⑤ 蛍光灯が分離できるもの
- ⑥ 蛍光灯を保護するためのグローブが透明なもの

2 「蛍光灯の大きさの区分」とは、JIS C 7620-2 に規定する大きさの区分をいう。

3 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 54 号（平成 22 年 3 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（本数又は個数）に占める基準を満たす物品の数量（本数又は個数）の割合とする。

1 1. 自動車等

1 1-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③メタノール自動車 ④③ハイブリッド自動車 ⑤④プラグインハイブリッド自動車 ⑥⑤燃料電池自動車 ⑦⑥水素自動車 ⑦クリーンディーゼル自動車（乗車定員 10 人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） ⑧乗用車・小型バス（①から⑦、⑪を除く。） ア. ガソリン自動車 乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 2-1 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 イ. ディーゼル自動車 小型バスにあつては、表 4 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ⑨小型貨物車（①から⑥、⑪を除く。） ア. ガソリン自動車 車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 6-1 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. ディーゼル自動車 小型貨物車にあつては、表 7 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑩ガソリン車 ア. 乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年運輸省告示第 103 号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 50% 低減レベル以上に適合し、表 1-1（10・15 モード燃費値を測定していない自動車にあつては、表 1-2）に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 50% 低減レベル以上に適合し、表 5-1（10・15 モード燃費値を測定していない自動車にあつては、表 5-2）に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑪ディーゼル車 ア. 乗用車にあつては、表 3 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 軽量車又は中量車にあつては、表 3 に示された区分ごとの排出ガス
-----	---

基準に適合し、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車
~~ウ．軽貨物車にあっては、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車~~

⑩重量車（①から⑥を除く。）

ア．乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車にあっては、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

イ．車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあっては、表9に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

ウ．車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラックタ」という。）にあっては、表10に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

⑪LPガス自動車

ア．乗用車にあっては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表2-3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

イ．軽量車、軽貨物車又は中量小型貨物車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）にあっては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表7-8に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

【配慮事項】

- ①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③再生材が可能な限り使用されていること。
- ④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。
- ⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（~~ただし、判断の基準のうち①から⑦については二輪自動車を、⑧から⑩については二輪自動車及び重量車を除く。~~）とする。

2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。

3 「一般公用車」とは、通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10人以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。2 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあっては表1-1（10・15モード燃費値を測定していない自動車にあっては、表1-2）に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあっては表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、並びにディーゼル乗用自動車にあっては表3に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に

~~合致する適当な車種がない特別な場合には判断の基準⑧、⑨又は⑩の自動車のうち、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。~~

4 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

5 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。

6 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

~~3.7 京都議定書目標達成計画におけるバイオマス由来の輸送用燃料に係る記載内容を踏まえ、全府県の一般公用車にあっては、複数事業者によりバイオエタノール混合ガソリン（E3及びETBE）の供給体制が整備されていること地域から、その積極的な利用に努めること。なお、供給体制は今後順次整っていくことから、供給体制が整備されている地域から積極的な利用を検討すること。~~

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
小型バス（1.7t以下）・軽量貨物車	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超）・中量貨物車	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下

備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

表2-1 ガソリン乗用車又はディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
	ガソリン	ディーゼル
車両重量が 601kg未満	22.5km/L以上	24.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	21.0km/L以上	23.1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	20.8km/L以上	22.9km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	20.5km/L以上	22.6km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	18.7km/L以上	20.6km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	17.2km/L以上	18.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	15.8km/L以上	17.4km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	14.4km/L以上	15.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	13.2km/L以上	14.5km/L以上

車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	12.2km/L以上	13.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	11.1km/L以上	12.2km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	10.2km/L以上	11.2km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	9.4km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	8.7km/L以上	9.6km/L以上
車両重量が2,271kg以上	7.4km/L以上	8.1km/L以上

備考) 1 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

2 JC08 モード燃費値を測定していない自動車にあっては、平成 25 年 2 月末までは、表 2－2 の燃費基準値を満たすことで、表 2－1 の燃費基準値を満たしたものとみなすこととする。

表 1-2-1 ガソリン乗用車に係る 10・15 モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg 未満	21.2 26.5km/L 以上
車両重量が 703kg 以上 828kg 未満	18.8 23.5km/L 以上
車両重量が 828kg 以上 1,016kg 未満	17.9 22.4km/L 以上
車両重量が 1,016kg 以上 1,266kg 未満	16.0 20.0km/L 以上
車両重量が 1,266kg 以上 1,516kg 未満	13.0 16.3km/L 以上
車両重量が 1,516kg 以上 1,766kg 未満	10.5 13.1km/L 以上
車両重量が 1,766kg 以上 2,016kg 未満	8.9 11.1km/L 以上
車両重量が 2,016kg 以上 2,266kg 未満	7.8 9.8km/L 以上
車両重量が 2,266kg 以上	6.4 8.0km/L 以上

表 1-2-2 ガソリン乗用車に係る JC08 モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg 未満	19.1km/L 以上
車両重量が 703kg 以上 828kg 未満	16.9km/L 以上
車両重量が 828kg 以上 1,016kg 未満	16.1km/L 以上
車両重量が 1,016kg 以上 1,266kg 未満	14.4km/L 以上
車両重量が 1,266kg 以上 1,516kg 未満	11.7km/L 以上
車両重量が 1,516kg 以上 1,766kg 未満	9.5km/L 以上
車両重量が 1,766kg 以上 2,016kg 未満	8.0km/L 以上
車両重量が 2,016kg 以上 2,266kg 未満	7.0km/L 以上
車両重量が 2,266kg 以上	5.8km/L 以上

表2-3 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表3 ディーゼル自動車に係る排出ガス基準

区 分	粒子状物質	窒素酸化物	非メタン炭化水素	一酸化炭素
乗用車・軽量車	0.005g/km以下	0.08g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下
中量車	0.007g/km以下	0.15g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下

表4 ディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 601kg未満	24.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	24.0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	23.1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	22.9km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	22.6km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	20.6km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	18.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	17.4km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	15.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	14.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	13.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	12.2km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	11.2km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	10.3km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	9.6km/L以上
車両重量が2,271kg以上	8.1km/L以上

表4 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表5 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.97km/L以上	9.04km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		6.52km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下	6.30km/L以上	6.37km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	5.77km/L以上	5.70km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.14km/L以上	5.21km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4.23km/L以上	4.06km/L以上
車両総重量が 16t超		3.57km/L以上

備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2 「一般バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表6-1 ガソリン小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	23.2km/L以上
		741kg以上		20.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上
		741kg以上 856kg未満		19.6km/L以上
		856kg以上		18.9km/L以上
	手 動 式	741kg未満	構造B	18.2km/L以上
		741kg以上 856kg未満		18.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満		17.2km/L以上
		971kg以上		16.4km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		16.4km/L以上
		741kg以上 856kg未満		16.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満		15.4km/L以上
		971kg以上		14.7km/L以上

<u>軽量貨物車</u>	<u>手 動 式</u>	<u>1,081kg未満</u>		<u>18.5km/L以上</u>
		<u>1,081kg以上</u>		<u>17.1km/L以上</u>
	<u>手動式以外のもの</u>	<u>1,081kg未満</u>		<u>17.4km/L以上</u>
		<u>1,081kg以上1,196kg未満</u>		<u>15.8km/L以上</u>
		<u>1,196kg以上</u>		<u>14.7km/L以上</u>
<u>中量貨物車</u>	<u>手 動 式</u>		<u>構造A</u>	<u>14.2km/L以上</u>
	<u>手動式以外のもの</u>	<u>1,311kg未満</u>		<u>13.3km/L以上</u>
		<u>1,311kg以上</u>		<u>12.7km/L以上</u>
	<u>手 動 式</u>	<u>1,311kg未満</u>	<u>構造B1</u>	<u>11.9km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>11.2km/L以上</u>
		<u>1,311kg以上1,421kg未満</u>	<u>構造B1</u>	<u>10.6km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>10.2km/L以上</u>
		<u>1,421kg以上1,531kg未満</u>	<u>構造B1</u>	<u>10.3km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>9.9km/L以上</u>
		<u>1,531kg以上1,651kg未満</u>	<u>構造B1</u>	<u>10.0km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>9.7km/L以上</u>
		<u>1,651kg以上1,761kg未満</u>	<u>構造B1</u>	<u>9.8km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>9.3km/L以上</u>
		<u>1,761kg以上</u>	<u>構造B1</u>	<u>9.7km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>8.9km/L以上</u>
	<u>手動式以外のもの</u>	<u>1,311kg未満</u>	<u>構造B1</u>	<u>10.9km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>10.5km/L以上</u>
		<u>1,311kg以上1,421kg未満</u>	<u>構造B1</u>	<u>9.8km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>9.7km/L以上</u>
		<u>1,421kg以上1,531kg未満</u>	<u>構造B1</u>	<u>9.6km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>8.9km/L以上</u>
		<u>1,531kg以上1,651kg未満</u>	<u>構造B1</u>	<u>9.4km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>8.6km/L以上</u>
		<u>1,651kg以上</u>	<u>構造B2</u>	<u>7.9km/L以上</u>
		<u>1,651kg以上1,761kg未満</u>	<u>構造B1</u>	<u>9.1km/L以上</u>
		<u>1,761kg以上1,871kg未満</u>		<u>8.8km/L以上</u>
		<u>1,871kg以上</u>		<u>8.5km/L以上</u>

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下同じ。

3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考 1 ロに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。

4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。以下同じ。

5 JC08 モード燃費値を測定していない自動車にあつては、平成 25 年 2 月末までは、表 6

－ 2 の燃費基準値を満たすことで、表 6－ 1 の燃費基準値を満たしたものとみなすこととする。

表 ~~5－ 1~~ 6－ 2 ガソリン ~~小型~~ 貨物車に係る 10・15 モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2 <u>25.3</u> km/L 以上
			構造 B	17.0 <u>21.3</u> km/L 以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	18.0 <u>22.5</u> km/L 以上
			構造 B	16.7 <u>20.9</u> km/L 以上
		828kg以上		15.5 <u>19.4</u> km/L 以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造 A	18.9 <u>23.6</u> km/L 以上
			構造 B	16.2 <u>20.3</u> km/L 以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	16.5 <u>20.6</u> km/L 以上
			構造 B	15.5 <u>19.4</u> km/L 以上
		828kg以上		14.9 <u>18.6</u> km/L 以上
車両総重量が 1.7t 以下のもの <u>軽量貨物車</u>	手 動 式	1,016kg未満		17.8 <u>22.3</u> km/L 以上
		1,016kg以上		15.7 <u>19.6</u> km/L 以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9 <u>18.6</u> km/L 以上
		1,016kg以上		13.8 <u>17.3</u> km/L 以上
<u>中量貨物車（車両総重量が 1.7t 超 2.5t 以下のものに限り）</u>	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5 <u>18.1</u> km/L 以上
			構造 B	12.3 <u>15.4</u> km/L 以上
		1,266kg以上 1,516kg未満		10.7 <u>13.4</u> km/L 以上
		1,516kg以上		9.3 <u>11.6</u> km/L 以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	12.5 <u>15.6</u> km/L 以上
			構造 B	11.2 <u>14.0</u> km/L 以上
		1,266kg以上		10.3 <u>12.9</u> km/L 以上

備考） 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表 5－ 2、 6 及び 7 について同じ。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下表 5—2、6 及び 7 について同じ。

3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考 1 口に掲げる要件に該当する構造をいう。表 6 について同じ。

4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。表 6 について同じ。

表 5—2 ガソリン貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	—703kg未満	構造 A	18.2km/L 以上
			構造 B	15.3km/L 以上
		—703kg 以上—828kg 未満	構造 A	16.2km/L 以上
			構造 B	15.0km/L 以上
	手動式以外のもの	—828kg 以上		14.0km/L 以上
		—703kg 未満	構造 A	17.0km/L 以上
			構造 B	14.6km/L 以上
		—703kg 以上—828kg 未満	構造 A	14.9km/L 以上
車両総重量が 1.7t 以下のもの	手 動 式	—828kg 以上	構造 B	14.0km/L 以上
				13.4km/L 以上
	手動式以外のもの	1,016kg 未満		16.0km/L 以上
		1,016kg 以上		14.1km/L 以上
車両総重量が 1.7t 超 2.5t 以下のもの	手 動 式	1,016kg 未満		13.4km/L 以上
		1,016kg 以上		12.4km/L 以上
	手動式以外のもの	1,266kg 未満	構造 A	13.1km/L 以上
			構造 B	11.1km/L 以上
		1,266kg 以上 1,516kg 未満		9.6km/L 以上
		1,516kg 以上		8.4km/L 以上
	手動式以外のもの	1,266kg 未満	構造 A	11.3km/L 以上
			構造 B	10.1km/L 以上
		1,266kg 以上		9.3km/L 以上

表 6.7 ディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg 未満	構造 A	25.5km/L 以上
		741kg 以上		22.3km/L 以上

	手動式以外のもの	741kg未満		23.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		21.6km/L以上
		856kg以上		20.8km/L以上
	手 動 式	741kg未満	構造B	20.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		19.8km/L以上
		856kg以上 971kg未満		18.9km/L以上
		971kg以上		18.0km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		18.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		17.6km/L以上
		856kg以上 971kg未満		16.9km/L以上
		971kg以上		16.2km/L以上
車両総重量が 1.7t以下のもの 軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上
車両総重量が 1.7t超3.5t以下 のもの中量貨物 車	手 動 式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造B2	12.4km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造B2	12.0km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上
			構造B2	11.1km/L以上
		1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造B2	12.5km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上

			構造B2	9.7km/L以上
			構造A又は構造B1	10.8km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造B2	9.5km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.0km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.8km/L以上

表7.8 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
	手動式以外のもの	828kg以上		12.1km/L以上
		703kg未満	構造A	14.8km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
車両総重量が1.7t以下のもの 軽量貨物車	手 動 式	703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/L以上
		828kg以上	構造B	12.1km/L以上
	手動式以外のもの	828kg以上		11.7km/L以上
中量貨物車（車両総重量が1.7t超2.5t以下のものに限る）	手 動 式	1,016kg未満	構造A	13.9km/L以上
		1,016kg以上	構造B	12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満	構造A	11.7km/L以上
		1,016kg以上	構造B	10.8km/L以上
	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満	構造B	9.6km/L以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		8.4km/L以上
				7.3km/L以上
	手 動 式	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
		1,266kg以上	構造B	8.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
		1,266kg以上	構造B	8.8km/L以上

表9 トラック等（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準

区 分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	10.83km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	10.35km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	9.51km/L以上
	最大積載量が3t超	8.12km/L以上

車両総重量が7.5t超8t以下		7.24km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下		6.52km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		6.00km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		5.69km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		4.97km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.15km/L以上
車両総重量が 20t超		4.04km/L以上

表10 トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係る重量車モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	3.09km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.01km/L以上

(2) 目標の立て方

①一般公用車にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

ただし、一般公用車及び一般公用車以外の自動車それぞれについて、目標を立てるものとする。

②一般公用車以外の自動車にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

ただし、次に掲げる自動車については、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）においても目標を立てるものとする。

ア 電気自動車

イ 天然ガス自動車

ウ メタノール自動車

エ ハイブリッド自動車

オ プラグインハイブリッド自動車

カ 燃料電池自動車

キ 水素自動車

ク ガソリン乗用自動車にあつては認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表1-1（10・15モード燃費値を測定していない自動車にあつては、表1-2）に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあつては認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、又はディーゼル乗用自動車にあつては表3に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

17. 設備

日射調整フィルム	【判断の基準】 ①次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウの要件を満たすこと。 ア. 遮蔽係数は0.7未満、かつ可視光線透過率は10%以上であること。 イ. 遮蔽係数は0.85未満、かつ可視光線透過率は1070%以上であること。 ウ. 熱貫流率5.9W/(㎡・K)未満であること。 ②日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ③貼付前と貼付後と比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ④上記①から③について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑤フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。
----------	---

- 備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 2 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759 による。
- 3 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759 に規定された耐候性試験において 1,000 時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準①ア及びイに示されたものから±0.10 の範囲であること。
- 4 「貼付前と貼付後と比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。
- 5 調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。
- ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
- イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
- ウ. 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。

(2) 目標の立て方

- ①太陽光発電システムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量 (kW) とする。
- ②太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総集熱面積 (㎡) とする。
- ③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量 (kW) 及び総集熱面積 (㎡) とする。
- ④燃料電池にあつては、当該年度における総設備容量 (kW) とする。
- ⑤生ゴミ処理機にあつては、当該年度における調達 (リース・レンタル契約及び食堂運営

受託者による導入を含む）総量（台数）とする。

⑥節水機器にあっては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。

⑦日射調整フィルムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総面積（㎡）とする。

20. 役務

20-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	【判断の基準】 <u>＜共通事項＞</u> ①印刷・情報用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 ③印刷物へリサイクル適性を表示すること。 <u>④印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。</u> <u>＜個別事項＞</u> <u>④①オフセット印刷</u> <u>ア. については、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。</u> <u>イ. インキの化学安全性が確認されていること。</u> <u>②デジタル印刷</u> <u>ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（トナーカートリッジ参照）を満たすトナーが使用されていること。</u> <u>イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</u> <u>⑤オフセット印刷に関連する印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。</u> 【配慮事項】 ①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ②デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ③<u>湿し水からの</u>揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。 <u>④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。</u> <u>④⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</u> <u>⑤⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び</u>
----	---

	廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥⑦紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっては、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。

3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。

2-4 判断の基準<共通事項>②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

3-5 判断の基準<共通事項>③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア. Aランクの材料のみ使用の場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く）する場合は「板紙にリサイクルできます」

ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

4-6 調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。

5-7 判断の基準④の「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ (ただし、金、銀、パール、白インキ)	20%以上 (10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種 UV インキ	7%以上

6-8 「芳香族成分」とは、JIS K 2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

7-9 判断の基準⑤<共通事項>④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング(GP) 認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

8-10 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程に

おける基準について確認すること。

11 判断の基準<個別事項>①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準<個別事項>②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。

ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL 規制）」に適合していること。

イ. 特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること（MSDS（化学物質等安全データシート）を備えていること）。

12 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注としないよう努めること。

9-13 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表 1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファン シーペーパー(A)*／ 樹脂含浸紙（水溶性の もの）	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファン シーペーパー(B)*／ ポリエチレン等樹脂 コーティング紙／ポ リエチレン等樹脂ラ ミネート紙／グラシ ンペーパー／インデ ィアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファン シーペーパー(C)*／樹脂 含浸紙（水溶性の物 を除く）／硫酸紙／タ ーポリン紙／ロウ紙／ セロハン／合成紙／カ ーボン紙／ノーカーボ ン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙 ／感熱性発泡紙／芳 香紙
② イン	【通常インキ】 凸版インキ／平版イ ンキ（オフセットイン	【通常インキ】 水性グラビアインキ ／水性フレキソイン	—	—

キ 類	キ)／溶剤型グラビア インキ／溶剤型フレ キソインキ／スクリ ーンインキ	キ		
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセッ ト用金・銀インキ／パ ールインキ／OCR イ ンキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア 用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB イン キ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感イン キ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡 インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
③ 加 工 資 材	【製本加工】 製本用針金／ホッチ キス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト ☆／PUR 系ホットメ ルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホ ットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、 紙クロス）	—
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、 プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、 UV ラミコート／箔押 し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シ ール（全離解可能粘着 紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対 応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキ ュラーレンズ使用）	—
④ そ の 他	—	【異物】 粘着テープ（リサイク ル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製 本用ホッチキス、針金 等除く）／土砂／木片 ／プラスチック類／布 類／建材（石こうボー ド等）／不織布／粘着 テープ（リサイクル対 応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、 香水、口紅等）

備考) 1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

2 * 印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項目	基準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	オフセット	VOCの発生抑制	廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。
表面加工		VOCの発生抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。
製本加工		騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上であること。

備考) 1 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。

2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。

3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクルは、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

5 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。

5-6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPFへの加工やエネルギー回収等）を含む。

表3 資材確認票の様式（例）

				作成年月日： 年 月 日		
				御中		
件名： _____						
資 材 確 認 票						
〇〇印刷株式会社						
印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙／〇〇	
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	カバー	－	－			
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ／〇〇	
加工	製本加工	○	A	PUR 系ホットメルト	〇〇化学／〇〇	
	表面加工	○	A	OP ニス	〇〇化学／〇〇	
	その他加工	－	－			
その他						
↓						
使用資材		リサイクル適性			判別	
A ランクの資材のみ使用		印刷用の紙にリサイクルできます			○	
A または B ランクの資材のみ使用		板紙にリサイクルできます				
C または D ランクの資材を使用		リサイクルに適さない資材を使用しています				

- 備考） 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
- 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

		作成年月日： 年 月 日
御中		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト		
〇〇印刷株式会社		
工程	実 現	基 準（要求内容）
製版	はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフ セ ッ ト	はい／いいえ
	はい／いいえ	③廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じている。
	はい／いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デ ジ タ ル	はい／いいえ
はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど、省エネルギー活動を行っている。	
はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。	
表面 加工	はい／いいえ	④⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
	はい／いいえ	⑦⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本 加工	はい／いいえ	⑧⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい／いいえ	⑨⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

20-3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	【判断の基準】 ○庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、次の要件を満たすこと。 ①生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ②繰り返し利用できる食器が使われていること。 【配慮事項】 ①生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 ②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。 <u>③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。</u>
----	--

備考) 1 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

2 配慮事項③における「地域の農林水産物の利用の促進」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成 22 年法律第 67 号) 第 25 条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物を地域内で消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農産物を消費することをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。

20-12 自動販売機設置

(1) 品目及び判断の基準等

飲料自動販売機設置	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②冷媒に次の物質が使用されていないこと。 ア. オゾン層を破壊する物質 イ. ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン） ③断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ④表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑥使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 【配慮事項】 ①年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。 ②屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ③屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ④カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。 ⑤真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑥自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑦自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑧製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

- ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
- ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
- ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
- ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの

2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替え

が発生しない場合には適用しないものとする。

- 3 判断の基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。
- 4 判断の基準②イについては、次のいずれかに該当する場合は、適用しないものとする。
 - ア. 紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機
 - イ. 使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が相当程度小さい場合（地球温暖化係数 140 未満。該当する冷媒は二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等）
- 5 本項における「地球温暖化係数」とは、温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 6 判断の基準⑤における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 7 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断の基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
- 8 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
 - イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
 - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。
- 9 判断の基準②イについては、平成 23~~4~~ 年度~~の~~1 年間~~は~~の経過措置を設けることとし、この期間においては、当該基準を満たさない場合にあっては、特定調達物品等とみなすこととする。~~なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。~~

表 1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		E=0.218V+401
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの）		E=0.798Va+414
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	E=0.482Va+350
		電子マネー対応装置のあるもの	E=0.482Va+500
紙容器飲料	A タイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.948V+373
		ホットアンドコールド機（庫内が 2 室のもの）	E=0.306Vb+954
		ホットアンドコールド機（庫内が 3 室のもの）	E=0.630Vb+1474
	B タイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.477V+750
		ホットアンドコールド機	E=0.401Vb+1261
カップ式飲料	—		E=1020[T ≤ 1500] E=0.293T+580[T > 1500]

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E,V,Va,Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
- V : 実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
- Va : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- Vb : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- T : 調整熱容量（湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯水量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値）（単位：kJ）
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示 289 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース(省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース(再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル(再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

(2) 目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。